



総 情 上 第 9 号
令和元年6月5日

各都道府県知事 殿

総務大臣

石田 真敏



無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の一部改正について（通知）

拝啓 時下貴職におかれてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、情報通信行政には格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省では、令和元年度から、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により、地上基幹放送等の放送局等の停電対策や予備設備の整備を行う地方公共団体、民間テレビ・ラジオ放送事業者等に対して、その整備費用の一部補助をしていきます。

今般、当該事業の実施等に向けて「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」の一部を改正いたしましたので、貴職におかれましては、本事業の円滑な実施が図られるよう格段の御配慮を賜りますとともに、貴管内市町村に対する周知等についてよろしくお取り計らい願います。

なお、下記に掲げるものを添付いたします。

敬具

記

- ・ 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号)
- ・ 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の一部改正(新旧対照表)